

**「WAKWAK 光 with フレッツ II」または「WAKWAK for 光コラボ」から「光コラボ
パートナー用接続コース」へコース変更した場合のキャンペーン・特典の
取り扱い、および最低利用期間の取り扱いに関する規定**

株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー(以下「当社」といいます)は、「WAKWAK 光 with フレッツ II」または「WAKWAK for 光コラボ」から「光コラボパートナー用接続コース」へコース変更した場合における「WAKWAK 光 with フレッツ II」または「WAKWAK for 光コラボ」契約時に適用されたキャンペーン・特典(以下「キャンペーン」といいます)およびキャンペーンの最低利用期間の取り扱いについて、以下のように規定します。

本規定は、キャンペーンについて定めた規約(以下「キャンペーン規約」といいます)に基づく個別規定に該当し、キャンペーン規約の一部を構成します。キャンペーン規約と本規定が異なる場合には、本規定が優先されます。

(本規定の範囲等)

第1条 本規定は当社が「WAKWAK 光 with フレッツ II」または「WAKWAK for 光コラボ」の申込に際してキャンペーンを適用した「WAKWAK」の契約者(以下「契約者」といいます)のうち、次の各号のいずれかに該当する契約者に適用します。

- (1)「WAKWAK 光 with フレッツ II ギガファミリー」または「WAKWAK for 光コラボ ギガファミリー(東日本)」からキャンペーンの最低利用期間中に「光コラボパートナー用接続コース ギガファミリー(東日本)」へコース変更された契約者
 - (2)「WAKWAK 光 with フレッツ II ギガマンション」または「WAKWAK for 光コラボ ギガマンション(東日本)」からキャンペーンの最低利用期間中に「光コラボパートナー用接続コース ギガマンション(東日本)」へコース変更された契約者
 - (3)「WAKWAK 光 with フレッツ II ファミリー」または「WAKWAK for 光コラボ ファミリー」からキャンペーンの最低利用期間中に「光コラボパートナー用接続コース ファミリー」へコース変更された契約者
 - (4)「WAKWAK 光 with フレッツ II マンション」または「WAKWAK for 光コラボ マンション」からキャンペーンの最低利用期間中に「光コラボパートナー用接続コース マンション」へコース変更された契約者
2. 第1項に該当しない契約者、および、キャンペーンの適用が完了し、かつ最低利用期間を経過した契約者には本規定は適用されません。

(キャンペーンの継続)

第2条 第1条第1項の各号に該当する契約者が、「WAKWAK 光 with フレッツ II」または「WAKWAK for 光コラボ」のキャンペーン適用中に、「WAKWAK 光 with フレッツ II」または「WAKWAK for 光コラボ」から「光コラボパートナー用接続コース」へコース変更を行った場合、コース変更した月の翌月からキャンペーン終了月までの残余期間について、コース変更後もキャンペーンを継続します。

2. 第1項によりキャンペーンを継続した契約者には、「光コラボパートナー用接続コース」に関するその他のキャンペーンは適用されません。

(キャンペーンの最低利用期間の継続)

第3条 「WAKWAK 光 with フレッツ II」または「WAKWAK for 光コラボ」のキャンペーンの適用が完了した契約者が、キャンペーンの最低利用期間中に「光コラボパートナー用接続コース」へコース変更を行った場合、コース変更した月の翌月から最低利用期間終了月までの残余期間について、コース変更を行った後も最低利用期間が継続するものとします。

2. 第2条第1項によりキャンペーンを継続した場合、コース変更した月の翌月から最低利用期間終了月までの残余期間について、コース変更を行った後も最低利用期間が継続するものとします。
3. 第1項および第2項におけるコース変更した月の翌月から最低利用期間終了月までの残余期間中に、解約により「光コラボパートナー用接続コース」にかかる利用契約を終了した場合は、「WAKWAK 光 with フレッツ II」または「WAKWAK for 光コラボ」契約時に適用されたキャンペーンに設定された解約事務手数料を、当社が定める期日までに支払うものとします。

2016年3月1日